

監査基準報告書501「特定項目の監査証拠」の改正について

2023年 1 月 12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書501</p> <p style="text-align: center;"><b>特定項目の監査証拠</b></p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 6月 8日 改正 2022年 10月 13日 <u>最終改正</u> 2023年 1月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第19号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 棚卸資産》 《(1) 実地棚卸の立会》(第3項(1)参照) (省 略)</p> <p>A3. 実地棚卸の立会を計画する際には（又は本報告書の第3項から第7項に従った監査手続を立案して実施する際には）、例えば、以下の事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚卸資産に係る重要な虚偽表示リスク</li> <li>・ 棚卸資産に対する内部統制の内容</li> <li>・ 実地棚卸に対する十分な手続の策定及び適切な指示書の発行</li> <li>・ 実地棚卸の実施時期</li> <li>・ 企業による棚卸資産の継続記録の有無</li> <li>・ 棚卸資産が保管されている<u>拠点</u>（適切な立会対象<u>拠点</u>を決定するためには、それぞれの<u>拠点</u>における棚卸資産の重要性及び重要な虚偽表示リスクを考慮する。）</li> </ul>	<p>監査基準報告書501</p> <p style="text-align: center;"><b>特定項目の監査証拠</b></p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正</u> 2022年 10月 13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第19号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 棚卸資産》 《(1) 実地棚卸の立会》(第3項(1)参照) (省 略)</p> <p>A3. 実地棚卸の立会を計画する際には（又は本報告書の第3項から第7項に従った監査手続を立案して実施する際には）、例えば、以下の事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚卸資産に係る重要な虚偽表示リスク</li> <li>・ 棚卸資産に対する内部統制の内容</li> <li>・ 実地棚卸に対する十分な手続の策定及び適切な指示書の発行</li> <li>・ 実地棚卸の実施時期</li> <li>・ 企業による棚卸資産の継続記録の有無</li> <li>・ 棚卸資産が保管されている<u>事業所</u>（適切な立会対象<u>事業所</u>を決定するためには、それぞれの<u>事業所</u>における棚卸資産の重要性及び重要な虚偽表示リスクを考慮する。<u>他の監査人が遠方にある事</u></li> </ul>

新	旧
<p>・ 監査人の利用する専門家の業務を利用する必要性（監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するために専門家の業務を利用する場合には、監査基準報告書620「専門家の業務の利用」を適用する。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>・ <u>本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>業所における実地棚卸の立会に関与する場合には、監査基準報告書600「グループ監査」を適用する。）</u></p> <p>・ 監査人の利用する専門家の業務を利用する必要性（監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するために専門家の業務を利用する場合には、監査基準報告書620「専門家の業務の利用」を適用する。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上